

議 案 第 83 号

松戸市保育士就職支援資金貸付条例の制定について

松戸市保育士就職支援資金貸付条例を別紙のように定める。

平成30年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

新たに資格を取得し、市内の民間保育所等に勤務しようとする保育士に対し就職支援資金を貸し付け、その就職準備を支援することにより、市内における保育士の確保を図るため。

松戸市保育士就職支援資金貸付条例

(目的)

第1条 この条例は、新たに保育士資格を取得し、市内に居住し、市内の民間保育所等において保育士として勤務しようとする者に対し、保育士就職支援資金（以下「就職資金」という。）を貸し付け、その就職を支援することにより、市内における保育士の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育所等 次のいずれかに該当する市内の施設をいう。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（同法第35条第4項の規定により認可を受けた施設及び同法第56条の8第3項の規定により届出を行った施設に限る。）

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園のうち、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分の利用定員が30名以上のもの

ウ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を実施する施設

(2) 指定保育士養成施設 児童福祉法第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設をいう。

(貸付対象者)

第3条 就職資金の貸付けを受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 指定保育士養成施設を卒業し、又は保育士試験に合格した日から1年を経過していない者

(2) 保育所等に、保育士（1週間当たりの勤務時間が30時間以上である者に限る。第8条第1号において同じ。）として就職し、又はその内定を受

けている者

- (3) 保育所等で勤務を開始した後、速やかに市内に居住（既に市内に在住している者にあつては、引き続き居住）する意思がある者

（貸付金額）

第4条 就職資金の貸付金額は、就職のための準備に必要な費用の額とし、貸付けを受ける者1人につき100,000円を限度とする。

（貸付けの申請及び決定）

第5条 就職資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則の定めるところにより連帯保証人1名を立て、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、貸付けの可否を決定し、その旨を申請者に通知しなければならない。

（返還）

第6条 就職資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該事由の生じた日の属する月の翌月から起算して1年を限度とした期間内に分割又は一括の方法により借り受けた就職資金を返還しなければならない。ただし、当該返還について繰り上げて返済することを妨げない。

- (1) 保育所等で勤務を開始した日から1年を経過したとき。
(2) 第8条第1号の規定による返還の債務の免除を受けることができないことが確定したとき。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、借受人が就職資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、期限の利益を喪失させ、貸し付けた就職資金の全部又は一部について速やかに返還させることができる。

（返還の猶予）

第7条 市長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事由が継続する間、就職資金の貸付けの返還を猶予することができる。

- (1) 次条第1号の規定による返還の債務の免除を受けると見込まれるとき。
(2) 災害、疾病等のやむを得ない事由により返還が著しく困難になったと市長が認めるとき。

(返還の免除)

第8条 市長は、借受人が次の各号のいずれかの事由に該当するに至ったときは、就職資金の返還の債務を免除することができる。

- (1) 保育所等で勤務を開始し、その後、速やかに市内に居住（既に市内に在住している者にあつては、引き続き居住）し、市外へ転居することなく継続して2年間（借受人の意思によらず保育士以外の業務に従事している期間を含み、災害、疾病、出産等のやむを得ない事由により当該保育所等に勤務できなかつたと市長が認める期間を除く。）勤務したとき。
- (2) 前号に規定する勤務期間中にその職務に起因して死亡したとき又はその職務に起因する心身の故障のため勤務することができなくなったとき。
- (3) その他市長が特に必要があると認めたとき。

(遅延利息)

第9条 借受人は、正当な理由がなく就職資金を返還すべき日までに返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、返還すべき額につき遅延した日の時点の法定利率による遅延利息を支払わなければならない。

2 市長は、借受人が就職資金を返還すべき日までに返還しなかつたことについてやむを得ない事由があると認めるときは、前項の遅延利息を減免することができる。

(届出等の提出)

第10条 市長は、就職資金の貸付けの目的を達成するため必要があると認めるときは、規則の定めるところにより借受人に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか就職資金の貸付けに関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。